



## 9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です！ 高齢者の方に多い相談事例を紹介します

### 1 私だけは大丈夫！そう思っていないませんか？ はがき・封書・メールの架空請求急増中

- 「公的機関のようなところから消費料金に関する訴訟のはがきが届いた。訴訟を取り下げるには期限までに連絡をしなければならぬと書かれているが、どうしたらよいか。」
- 「携帯電話に大手事業者の名前で有料動画の未納料金を知らせるメールが届いた。連絡をしないと法的手続きに移行すると書かれているが、身に覚えがない。」



### Point! こんなことに気をつけましょう

#### ✓ 不審な相手には連絡をとらない。

公的機関や実在の事業者をかたる架空請求が増加しています。架空請求の請求手段は、はがき、封書、メール、SMS（※）など様々です。相手の名前に聞き覚えがあるからといって、安易に信用してはいけません。消費者の不安をあおる目的で「訴訟」「裁判」「差し押さえ」「法的手続き」などという言葉が記載されていることがあります。焦って連絡をせず、無視しましょう。連絡をしてしまうと、さらに個人情報を取得され、執拗に支払を請求されることになります。

#### ✓ 根拠のない支払請求には絶対に応じない。

事例のような架空請求は不特定多数の人に送られているもので、支払義務は一切ありません。支払方法として、コンビニなどで電子ギフト券を購入し番号を伝えるよう指示されることがありますが、これは典型的な詐欺の手口です。お金を払ってしまうと、返金は非常に困難です。身に覚えのない請求には絶対に応じてはいけません。

#### ✓ 裁判手続きの通知が普通郵便で送られてくることはない。

正式な訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で、直接郵便局員が手渡すことが原則となっており、郵便受けに届くことはありません。

#### ✓ トラブルを解決するという事業者に注意

「架空請求のトラブルを解決します」というサイトの広告にもご注意ください。連絡をすると、トラブル解決の名目でお金を請求されることがあります。

(※) SMS：ショートメッセージサービス。メールアドレスではなく、携帯電話等の電話番号への短文のメッセージを送るしくみ。